

三股町再生可能エネルギー導入促進事業補助金【手引き】

三股町では、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、個人住宅や町内の事業所の太陽光発電設備や蓄電池等の設置補助を行うことで、町内における二酸化炭素の排出量の削減を図ります。

＜注意事項＞申請を検討される前に、必ずお読みください。

- ① FIT制度（固定価格買取制度）やFIP制度（市場売電価格に上乗せされる制度）の認定を受ける場合は補助の対象外です。
- ② 補助金交付決定後に着手する事業が補助対象となります。
※施工業者との契約締結は着手したものとみなします。
ただし、補助対象設備の設置を含めて建物建築契約を締結している場合は、補助対象設備設置工事の着工をもって着手したものとみなします。
- ③ 導入した太陽光発電設備により発電した電力量の30%以上（事業所の場合は50%以上）を自家消費する必要があります。
- ④ 蓄電池、EV、充電・充放電設備だけの導入は補助の対象外です。太陽光発電設備の付帯設備としての導入が必要です。ただし、高効率給湯器だけの導入は補助の対象です。
- ⑤ 随時申請を受け付けいたしますが、実績報告書の提出期限が交付決定を受けた年度の2月20日までとなります。
- ⑥ 予算額に達した場合、期間内であっても申請受付を締め切ります。
- ⑦ 他の補助金、国や県の補助金・交付金を受ける場合は補助の対象外です。
- ⑧ 導入した設備は、環境省の基準に従い法定耐用年数が経過するまで、補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

＜目次＞

1. 補助事業の名称	3
2. 申請の受付期間	3
3. 補助対象設備	4
4. 補助対象者	5
5. 補助金額	5
6. 補助対象部品・工事	6
7. 補助金申請の流れ	7
8. 申請方法	7
9. 実績報告	9
10. 設備設置完了後の注意事項	11
11. その他	11

事業の概要



※三股町は、環境省の脱炭素重点対策実施地域に指定されています。

▶ 町民向け

事業区分		補助率・額	主な要件
① 太陽光発電設備導入		7 万円/kW ただし、町内の施工業者活用の場合は、8 万円/kW	・ 自家消費型 ・ FIT、FIP 売電不可 ※FIT 終了者は対象
② 定置型蓄電池導入		1/3 以内(上限 4.7 万円/kWh) + 2 万円/kWh (上限 10 万円) ※産業用の容量の場合は、上限 5.3 万円/kWh	・ ①の付帯設備 ・ 家庭用容量は 14.1 万円/kWh 以下、産業用容量は 16 万円/kWh 以下の製品が対象(工事費込み、税抜き)
③ 高効率給湯器導入		1/2 以内(上限 30 万円)	・ 従来の給湯器から 30% 以上の省 CO2 ・ <u>エコキュート</u> に限る

▶ 町内事業者向け

事業区分		補助率・額	主な要件
① 太陽光発電設備導入		5 万円/kW ただし、町内の施工業者活用の場合は、6 万円/kW	・ 自家消費型 ・ FIT、FIP 売電不可 ※FIT 終了者は対象
② 定置型蓄電池導入		1/3 以内(上限 5.3 万円/kWh) ※家庭用の容量の場合は、上限 4.7 万円/kWh	①の付帯設備 ※蓄電池価格の上限は町民向けと同様
③ 電気自動車導入		蓄電容量 × 2 万円以内	①の付帯設備
④ 充電・充放電設備導入		1/2 以内	①の付帯設備
⑤ 【参考】省エネ診断等経費補助		省エネ診断等受診時の自己負担額	「省エネクイック診断」「省エネ最適化診断」「省エネお助け隊」のいずれか

1. 補助事業の名称

【町民向け】

三股町町民向け再生可能エネルギー導入促進事業補助金

【町内事業所向け】

三股町事業所向け再生可能エネルギー導入促進事業補助金

この補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用します。環境省から三股町へ交付される上記交付金を財源とし、本補助事業への交付申請を行う対象者の方へ町より補助金を交付する「間接補助」となります。

2. 申請の受付期間

・ 補助事業の期間

令和6年度～令和10年度（予定）の5年間を予定

※ 環境省の「重点対策加速化事業」における三股町の取組として、令和10年度（2028年度）までを予定していますが、終了年度については変更される場合があります。

・ 交付申請受付期間

毎年度、4月10日頃～翌年1月10日

※ 補助金を受ける場合、上記期間内に交付申請書（添付書類含む）の提出をお願いします。全ての書類をそろえて提出することが難しい場合、事前にお問い合わせください。

※ 上記日が役場閉庁日【土・日・祝日】の場合は、「翌開庁日」が期限となります。

※ 毎年度、先着順で受付を行い、各年度の予算額に達した時点で受付終了となります。

※ 原則、翌年度への繰り越し申請はできませんので、お早めに申請をお願いします。

・ 変更等承認申請受付期間

1月10日まで（中止、取下の場合は、2月20日まで）

※ 事業が変更・中止・取下となる場合、事前にお問い合わせください。

※ 上記日が役場閉庁日【土・日・祝日】の場合は、「翌開庁日」が期限となります。

・ 実績報告書受付期間

対象設備の設置完了後30日以内または各年度の2月20日の「いずれか早い日」

※ 設備の設置完了後、上記期間内に実績報告書（添付書類含む）の提出をお願いします。全ての書類をそろえて提出することが難しい場合、事前にお問い合わせください。

※ 上記日が役場閉庁日【土・日・祝日】の場合は、「翌開庁日」が期限となります。

3. 補助対象設備

① 太陽光発電設備【町民向け】 【町内事業所向け】

- ・ 三股町内に設置されるもの
- ・ 商用化され、導入実績があるもの
- ・ 中古設備ではないこと
- ・ 既存太陽光発電設備の置き換えでないこと
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度またはFIP制度の認定を取得しない設備であること
- ・ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない設備であること
- ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度※への登録は行わないこと

※J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量等をクレジットとして国が認証し、販売・購入できる制度です。

② 蓄電池【町民向け】 【町内事業所向け】

- ・ 上記①により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること
- ・ 家庭用の容量に該当（4,800Ah・セル相当のkWh未満）の場合は、14.1万円/kWh以下（工事費込み・税抜き）であること
- ・ 業務用の容量に該当（4,800Ah・セル相当のkWh以上）の場合は、16.0万円/kWh以下（工事費込み・税抜き）であること
- ・ 原則として、太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
- ・ 定置用の設備であること
- ・ 商用化され、導入実績があるもの
- ・ 中古設備ではないこと
- ・ 既存設備の置き換えでないこと

③ 高効率給湯器【町民向け】

- ・ これまで住宅で使用していた従来型の給湯器を入れ換えるものであること
- ・ 従来の給湯器に対して30%以上省CO2効果が得られるもの
- ・ 入れ替える設備は自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器（エコキュート）であること

④ EV(電気自動車)等【町内事業所向け】

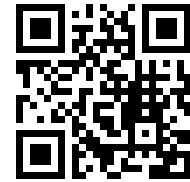
- ・ 上記①により導入する太陽光発電設備の付帯設備として、①と接続して充電をおこなうものであること
- ・ 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に

限る。) であること

※ CEV補助金については、右のQRコードよりご確認ください。

※ 当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。

- ・ 新品（未使用品）であること



⑤ 充電・充放電設備【町内事業所向け】

- ・ 上記①により導入する太陽光発電設備の付帯設備として、①から電力供給可能となるよう措置されていること

- ・ 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄に限る

※ 充電・充てんインフラ等導入促進補助金については、右のQRコードよりご確認ください。

※ 当該設備については、「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」との併用は不可。



4. 補助対象者

【町民向け】

- ・ 三股町に住所を有し、三股町内の個人用住宅（個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅）
 - ※ 現在、三股町外に居住されている方は、補助対象設備導入後直ちに、三股町に転入する方であること。
 - ※ ご自身で所有しない住宅に対象設備を設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾を得ていること。なお、ご自身（居住者）が補助金交付対象者であること。

【町内事業所向け】

- ・ 三股町内に事業所を置く法人その他の団体または三股町内の住所地、居所地、事業場等の所在地を納税地として確定申告(住民税申告)を行っている個人事業主であること。

5. 補助金額

※補助対象経費は税抜き価格です。

① 太陽光発電設備

【町民向け】

7万円/kW ※町内の施工業者が施工する場合は8万円/kW

【町内事業所向け】

5万円/kW ※町内の施工業者*が施工する場合は6万円/kW
(kWは小数点以下切り捨てで計算する)
(1,000円未満切り捨て)

※町内の施工業者とは、法人の場合は三股町に事業所登録がある業者、個人事業者の場合は、三股町に住民登録のある業者。

② 蓄電池

【町民向け】 【事業所向け】

蓄電池の価格（設置に係る工事費を含む、税抜き）の $1/3$

ただし、蓄電池の容量によって、以下のとおり交付上限額が変わります。

- ・家庭用の容量に該当（4,800Ah・セル相当のkWh未満）の場合は、

交付上限：4.7万円/kWh（工事費込み・税抜き）

さらに、個人用住宅への導入の場合、上記金額に、2万円/kWh（上限10万円）を加えた金額が補助金額となります。

※導入する蓄電池は、14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電池でなければなりません。

- ・業務用の容量に該当（4,800Ah・セル相当のkWh以上）の場合は、

交付上限：5.3万円/kWh（税抜き・工事費込み）

※導入する蓄電池は、16.0万円/kWh（税抜き・工事費込み）以下の蓄電池でなければなりません。

（kWhは小数点第二位以下切り捨てで計算する）

（1,000円未満切り捨て）

③ 高効率給湯器

【町民向け】

補助対象経費の $1/2$ 以内（上限 30 万円）

（1,000円未満切り捨て）

④ EV(電気自動車)等

【町内事業所向け】

蓄電容量 $\times 1/2 \times 4$ 万円/kWh 以内

※経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（CEV 補助金）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。

⑤ 充電・充放電設備

【町内事業所向け】

補助対象経費の $1/2$ （1,000円未満切り捨て）

6. 補助対象部品・工事

① 太陽光発電設備

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台

- (3) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置）
- (4) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）
- (5) 工事費（配線及び配線器具、電気工事、柵塀に係る工事等）

※太陽光発電設備設置に係る建物の屋根補強費は自己負担でお願いいたします。

基本的に補助対象経費は、設備本体・配線・設置工事の各費用が対象となります。

② 蓄電池

- (1) 設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）
- (2) その他付属機器（計測・表示装置、キュービクル等）
- (3) 工事費（据付・配線工事等）

③ 高効率給湯器

- (1) 設備本体
- (2) その他付属機器
- (3) 工事費（据付・配線・配管工事等）

④ EV（電気自動車）等

車両本体

⑤ 充電・充放電設備

- (1) 設備本体
- (2) 設置工事費
- (3) その他付属機器

7. 補助金申請の流れ

① 交付申請（申請者 → 環境水道課）

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ その他申請に必要な添付書類

② 交付決定（環境水道課 → 申請者）

- ・ 交付決定の通知

③ 事業開始（補助事業者）

④ 事業終了（補助事業者）

⑤ 施工業者への支払い（補助事業者）

- ⑥ 実績報告（補助事業者 → 環境水道課）
- ↓
- ・実績報告書（個人向けは様式第10号、事業所向けは様式第9号）
 - ・その他申請に必要な添付書類
- ⑦ 額の確定通知（環境水道課 → 補助事業者）
- ↓
- ・額の確定通知（個人向けは様式第11号、事業所向けは様式第10号）
- ⑧ 補助金の請求（補助事業者 → 環境水道課）
- ↓
- ・請求書（個人向けは様式第12号、事業所向けは様式第11号）
- ⑨ 補助金の支払い（環境水道課 → 補助事業者）

8. 申請方法

- ・「2 申請の受付期間」で示した期間内に、交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して提出をお願いします。必要部数は各1部です。
- ・三股町にて交付申請書類を受理し、審査を行った後、申請者へ補助金交付決定通知書をお渡しします。工事にかかる契約や設置工事については、通知書を受けた後（通知書に記載された日付以降）に実施していただくこととなります。

■交付申請書に添付する書類

申請の種類	必要な書類
共通	① 補助対象事業費内訳書（様式第2号） ※EV（電気自動車）等導入は不要 ② 見積書の写し（補助対象事業費の内訳が確認できるもの） ③ 誓約書（様式第3号） ④ 町税の滞納のない証明書 ※町外在住者は除く。 ⑤ 次に掲げる申請者の区分に応じて定める書類 【町民向け】 ・申請者の住民票の写し（発行から3か月以内） ※町外在住者は、住民登録確約書。 ・（申請者が住宅所有者でない場合）承諾書 【町内事業所向け】 ア 事業者 ・登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内） イ 個人事業主 ・住民票の写し（発行から3か月以内） ・直近の確定申告書（住民税申告書）の写し ⑥ その他町長が必要と認める書類

① 太陽光発電設備	① 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図が分かるもの ② 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるもの ③ パワーコンディショナーの定格出力が確認できるもの ④ 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し (設備仕様がわかるもの)
② 蓄電池	① 蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所がわかるもの (カタログや図面の写し等) ② 蓄電システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番とパッケージを構成する個別機器の型番が確認できるもの
③ 高効率給湯器	① 高効率給湯器の仕様及び諸元や設置箇所がわかるもの (カタログや図面の写し等) ② 従来の給湯器の設置状況や型番が分かるもの ③ 従来の給湯器に対して30%以上の省CO2効果が得られることを証明するもの (様式第4号) ④ 上記の数字の根拠が分かる書類 (カタログ等)
④ EV (電気自動車) 等	① 車両のカタログ、パンフレット等の写し
⑤ 充電・充放電設備	① 導入設備のカタログ等の写し (メーカー、製品名、性能等が分かるもの) ② 設計図、平面図など設備の設置箇所等が確認できるもの

9. 実績報告

- ・「2 申請の受付期間」で示した期間内に、実績報告書 (様式第9号または10号) に以下の書類を添付して提出をお願いします。必要部数は各 1 部です。

■実績報告書に添付する書類

申請の種類	必要な書類
共通	① 対象設備の設置状況の写真 太陽光発電設備 ・設置状況が分かる全体写真のほか、設置した太陽光パネルの枚数や型番が確認できる写真 ・着工日、完了日、実施場所が確認できるもの 蓄電池 設置状況が分かる全体写真のほか、蓄電パッケージを構成する装置の型番が確認できる写真 高効率給湯器 高効率給湯器本体と室外機 (設置対象機器があれば) 各々の全体写真と型番が確認できる写真 EV (電気自動車) 等

	車両の写真（ナンバープレートが確認できること） 充電・充放電設備 設置状況が分かる全体写真のほか、設備の型番が確認できる写真 ② 補助対象事業費内訳書（様式第2号） ※EV（電気自動車）等導入は不要 ③ 事業に係る支払い等の証拠書類（領収書の写し等） ④ 事業に係る契約の証拠書類（契約書がある場合は契約書の写し。契約書がない場合は、それに類する資料（注文書等）の写し）
① 太陽光発電設備	① 余剰電力を売電する場合は、FIT制度（固定価格買取制度）の適用を受けていないことが確認できる書類（売電契約書等） ② 太陽光発電設備を増設した場合は、卒FITの証拠書類（電力需給契約の案内・通知） ③ 補助対象者の敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量（kWh）が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」（事業所の場合は50%以上）であることを証明する書類等
② 蓄電池	① 太陽光発電設備と直接連系していることが確認できるもの ② 保証書の写し
③ 高効率給湯器	-
④ EV（電気自動車）等	①自動車検査証
⑤ 充電・充放電設備	-

【自家消費率「30%以上」（事業所の場合は50%以上）資料の提出について】

- ・ 設備を設置して運用開始後、実績報告書の添付書類として提出をお願いします。
- ・ 設備設置後、実績報告書提出までの特定の日の1日間で構いませんので、自家消費率が「30%以上」（事業所の場合は50%以上）であると判断できるデータを提出してください。ご自宅(事業所)内に設置されている発電モニター画面等を撮影した写真や、WEBサイトのデータを紙に出力いただくなど、形式は自由です。
- ・ 「発電量」と「自家消費量」がわかる写真やデータを必ずご提供願います。
- ・ 上記数値がわかると、「自家消費率（＝自家消費量÷発電量×100 ※小数点以下切り捨て）」が算出可能です（もし自家消費率の表示もモニター等にあれば、あわせてご提出ください）。

【モニター画面撮影例】

次ページの写真では「月間」データの数値となっていますが、「日間」データ（晴天日の1日間）の撮影をお願いします。

※次ページの写真では、1画面で必要とする「発電量」と「自家消費量」がわかります。

・モニター等にて「自家消費量」のデータが存在しない、表示できないようであれば、「発電量」と「売電量」のデータは必ず提供をお願いします。（「発電量－売電量＝自家消費量」を算出し、そこから自家消費率を算出）※売電をしない場合は、自家消費率が100%になります。

月	発電量 (kWh)	売電量 (kWh)	自家消費量 (kWh)	自家消費率 (%)
1月	657.8	596.0	231.5	35.2
2月	551.4	635.0	219.2	39.8
3月	548.5	482.2	135.9	24.8
4月	670.0	670.0	147.5	22.0
5月	700.0	631.0	62.1	9.0
6月	453.4	1400.3	98.5	22.0
7月	677.2	1061.6	174.9	25.8

10. 設備設置完了後の注意事項

【法定耐用年数について】

- ・補助金を活用して導入後、今回導入した各設備については、「法定耐用年数」に基づき、処分（廃棄・譲渡・転用等）の制限を受けます。
- ・2024年8月現在の法定耐用年数は、設置日から起算して太陽光発電設備は17年、高効率給湯器、EV（電気自動車）、充電・充放電設備は6年です。その間は廃棄や譲渡等の処分はできませんのでご注意ください。
- ・状況に応じて処分期間が異なる可能性もありますが、各補助対象者が各設備を導入した時点の法定耐用年数を基準とします。

【関係書類の保管について】

補助事業を実施した方は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります。また、補助事業の遂行状況などについて確認させていただく場合がありますので、その場合は速やかに報告をお願いします。

11. その他

- ・その他、ご不明点は、Q&A集もあわせてご確認ください。
- ・また、Q&A集にも載っていない問い合わせ等については、下記までお気軽にお問い合わせください

＜問い合わせ・申請書提出先＞

〒889-1995

三股町五本松1-1

三股町役場 環境水道課 環境保全係

【電話】0986-52-9082（直通）